

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年11月19日（平成30年（行情）諮問第512号）

答申日：令和元年8月2日（令和元年度（行情）答申第158号）

事件名：不妊手術をなした医師の氏名が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「不妊手術をなした医師の氏名が分かる文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が、別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定すべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月24日付け厚生労働省発子0524第4号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年4月22日付け（同月24日受付）で処分庁に対し、法3条の規定に基づき、「不妊手術をなした医師の氏名が分かる文書」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が本件請求文書に該当する文書を保有していないとして不開示の原処分を行ったところ、審査請求人はその取消しを求めて平成30年6月1日付け（同月4日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、改めて本件請求文書に該当する文書を探索したところ、不妊手術をなした医師の氏名が分かる文書として都道府県優生保護審査会の資料3件及び都道府県からの疑義照会3件の計6件が確認されたため、これを本件対象文書として特定し、法5条1号に該当する情報を

不開示として一部開示をすることが妥当であると考えます。

なお、原処分において「不妊手術をなした医師の指名が分かる文書」と誤って記載したため、対象となる行政文書の名称については「不妊手術をなした医師の氏名が分かる文書」に修正する。

3 理由

本件開示請求は、「不妊手術をなした医師の氏名が分かる文書」の開示を求めるものである。

原処分を行った時点では、該当するような行政文書は確認出来ていなかったため、不開示とした。しかし、厚生労働省が保有する旧優生保護法関係資料の公表に向けて調査したところ、上記2のとおり、本件請求文書に該当する行政文書が新たに確認されたので、これを開示すべきであると考えます。ただし、法5条1号に該当する情報については不開示とすべきである。

なお、本件対象文書を含め、厚生労働省が保有する旧優生保護法関係資料は、平成30年9月6日に厚生労働省ウェブサイトに掲載されている。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、処分庁は「開示請求に係る行政文書を作成または取得している」として原処分の取消しを求めており、審査請求人の主張を認容する。

5 結論

以上のとおり、対象となる行政文書の名称を「不妊手術をなした医師の氏名が分かる文書」に修正した上で、都道府県優生保護審査会の資料3件及び都道府県からの疑義照会3件の計6件を本件対象文書として特定し、法5条1号に該当する情報を不開示として一部開示することとし、原処分を取り消し、改めて開示決定等を行うことが適切であるものと考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成30年11月19日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 令和元年7月19日 | 審議 |
| ④ 同月31日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件請求文書に該当する文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、処分庁は「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している」として審査請求を提起したところ、諮問庁は、諮問に当たり、本件対象文書を新たに特定した上で、その一部を開示することが

妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

なお、諮問庁は、本件対象文書について、一部を開示することが妥当であると説明するが、(i) 諮問庁は、理由説明書において、不開示とすべきとする部分について、「法5条1号に該当する情報については不開示とする」旨を記載するのみであり、どの情報がなぜ同号に該当するかという不開示情報該当性の説明が記載されていないこと、(ii) 現時点においては、諮問庁が一部開示決定の意向を示したにすぎず、審査請求人も諮問庁がどのような記載を不開示とすべきとしているかを含め、文書自体を確認していない段階であることを勘案して、諮問庁が不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性については、判断しないこととする。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 理由説明書の記載(上記第3の1ないし3)及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、諮問庁は、本件対象文書の特定について、おおむね以下のとおり説明する。

ア 経緯について

(ア) 厚生労働省は、同省が保管する旧優生保護法関係資料の調査を行い、調査の結果確認された資料について、個人情報等一部を黒塗りとした上で、平成30年9月6日に同省ウェブサイトに掲載した。

(イ) 原処分(平成30年5月24日付け)時においては、本件請求文書に該当する文書が確認できなかったため不開示としたが、その後、上記(ア)の調査において、該当する文書として本件対象文書が確認されたことから、諮問(同年11月19日付け)に当たり、本件対象文書を特定したものである。

イ 本件対象文書の特定について

(ア) 本件開示請求書では、「1 請求する行政文書の名称等」の欄外に「母子保健課における」と記載した上、同欄に「不妊手術をなした医師の氏名が分かる文書」と記載されていたところ、現行法制である母体保護法3条に基づく不妊手術については、厚生労働省(子ども家庭局母子保健課)に対して何ら報告することとされておらず、同条に基づく不妊手術の実施医師がわかる文書を同課では保有していない。

(イ) したがって、本件開示請求は、母子保健課が担当する旧優生保護法関連の事務に関して、優生手術の実施医師の氏名が記載された文書の開示を求めているものと解される。

(ウ) このため、本件請求文書に該当するものとして、旧優生保護法に基づく優生手術を実施した医師の氏名が記載された都道府県優生保護審査会の審査に関する資料及び都道府県から当時の厚生省への疑

義照会文書を、本件対象文書として特定した。

また、上記ア（ア）の厚生労働省ウェブサイトに掲載されている旧優生保護法関係資料（以下「ウェブサイト掲載資料」という。）を確認し、さらに、同省内の書庫等を探索したところ、本件対象文書以外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認されなかった。

- （エ）以上のことから、本件請求文書に該当する文書として、本件対象文書を特定したことは妥当であり、厚生労働省において、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書は保有していない。
- （２）本件開示請求書には、「母子保健課における不妊手術をなした医師の氏名がわかる文書」と記載されているが、当審査会において母体保護法の規定を確認したところ、同法３条に基づく不妊手術に関し、厚生労働省に対して報告することは定められていないことから、同条に基づく不妊手術の実施医師がわかる文書を同課では保有していないとする上記（１）イ（ア）の諮問庁の説明は首肯できる。

このため、本件開示請求は、旧優生保護法に基づく優生手術の実施医師の氏名が記載された文書の開示を求めていると解される旨の上記（１）イ（イ）の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理であるとは認められない。

- （３）その上で、当審査会において、諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書は、旧優生保護法に基づく優生手術の実施医師の氏名が記載されていることが認められ、本件対象文書は、本件請求文書に該当すると認められる。

また、当審査会事務局職員をしてウェブサイト掲載資料を確認させたところ、本件対象文書以外に、本件請求文書に該当する文書は確認されなかった。

- （４）以上のことから、本件対象文書は本件請求文書に該当すると認められ、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記（１）の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書の外に本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められず、諮問庁が、本件対象文書を開示請求の対象として特定すべきとしていることは、妥当である。

3 付言

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところ、本件請求文書に該当する文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った時点（平成３０年５月２４日）では、厚生労働省において、旧優生保護法関係資料の調査を行っている最中であったとのことである。

そうすると、原処分時においては、本件請求文書に該当する文書の保有の有無を判断できる状況になかったにもかかわらず、処分庁は、そのような状況を踏まえずに原処分を行ったものといわざるを得ない。処分庁においては、実態に即した対応をすべきであり、今後、このようなことがないよう十分留意すべきである。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を開示請求の対象として特定すべきとしていることは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙

都道府県優生保護審査会の資料 3 件と都道府県からの疑義照会 3 件の計 6 件

- 1 「②地方自治体からの疑義照会及び回答」の管理番号 1 1 「精神障害者の除脳術に対する優生手術委託費の支払いについて照会」
- 2 「②地方自治体からの疑義照会及び回答」の管理番号 1 2 「精神障害者の除脳術に対する優生手術委託費の支払いについて」
- 3 「②地方自治体からの疑義照会及び回答」の管理番号 3 4 「優生保護法第 4 条と第 1 2 条の解釈及び申請手続について（照会）」
- 4 「⑥その他の資料」の管理番号 3 0 「鳥取県優生保護審査会の記録」
- 5 「⑥その他の資料」の管理番号 4 3 「鳥取県優生保護審査会の記録」
- 6 「⑥その他の資料」の管理番号 6 7 「平成 7 年に長野県優生保護審査会に優生手術の申請があったケースの記録」

(注) 上記各文書の名称及び管理番号等は、厚生労働省ウェブサイト掲載「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について－【厚生労働省の保管する資料について】－調査結果概要（資料一覧を含む）」の資料一覧による。